



Title	加藤景範『民間さとし草』翻刻・注釈
Author(s)	湯城, 吉信
Citation	懐徳堂研究. 2012, 3, p. 125-145
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24644
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

加藤景範『民間さとし草』翻刻・注釈

湯城吉信

はじめに

『民間さとし草』は、懷徳堂の門下生であった加藤景範が和文で綴った啓蒙書である。景範の没後、享和元年（一八〇一）に浪花書肆から刊行された。単に道德項目を列挙するだけでなく、豊富な喩えを用い、そうしなればいけない理由を庶民にもわかりやすく説いている。詳しくは、拙稿「加藤景範『民間さとし草』の思想―その学問観・学者観を中心に」（『中国研究集刊』五三号、二〇一一年）をご覧ください。同書は、『近世町人思想集成』第十卷（クレス出版、二〇一〇年）、『江戸時代女性文庫』第五五卷（大空社、一九九六年）に影印があるが、崩し字で書かれているため、現代人には読みづらい。本稿では、同書を翻刻し、注釈を付けた。

〔凡例〕

- 序の句点と訓点（返り点、送り仮名）は原文に従った。
- 本文の句点は文脈の切れ目に合わない場合は改めた。
- 原文では振り仮名はほぼすべての漢字に付けられているが、本稿では現代語の読みと異なる場合などに限定し、明らかな誤りは正した。また、漢字を補う方が読みやすくなる箇所は（ ）付きでルビを付けた。
- 会話部分などには、適宜「」を付けた。
- 漢字は通用字体を用いた。
- 踊り字、也は仮名に改めた。
- 割注は、（割注…）と表記した。
- 丁数は、「一葉表」**1a**「二葉裏」**2b**のように表した。
- 原文では各項の冒頭には「○」があるだけであるが、本稿では「1, …」のようにタイトルを補った。

(序 1a)

民間噺草叙

竹里翁之即^レ世^ニ已^ニ五霜

矣。其遺稿中、有^ニ民間噺

草^ノ一冊子^一。蓋躬在^ニ關闈^ニ、

不^ニ敢高^クセ^一其言^一。特^ニ為^メニ平民^ノ、

(序 1b)

絮々諄々、示^ニ論^ス其守^リ身^ヲ

保^レ家^ヲ之方^ヲ、所^レ謂^一一点^ノ老

婆心^{ナル}者、非^{ナル}邪。既^ニ而^ニ其家

人子弟問^ヒ上梓^ヲ、廻^テ送^リ其

稿^一、授^{クル}レ^予以^スニ右簡^ヲ。予也以^ニ

(序 2a)

通家^ノ之誼^ヲ、結^ハ髮^ヲ与^レ翁交^ハ

驪^{スル}五十年所[、]今閱^{スル}ニ斯卷^ヲ、

迥然莫^クレ逆^フニ于心^ニ、深^ク美^{スル}其^下

有^ル裨^{ナヒ}於^ニ世教^ニ也。若^シ夫^ノ類^ニ、

推^シ河豚^ノ之毒^ヲ、以^テ喚^ニ醒^シ自^{カラ}

(序 2b)

孽^{スル}之小人^ヲ、媿^々焉譚^シニ曲

突^ヲ、令^ル三人^ニ消^セニ未萌^之禍^ヲ、意^モ

亦勤^ム矣。其餘^ノ持論、往々

乎出^テ于世人^ノ意表^ニ、而有

レ倫有^レ脊、其学識^ニ迢邁^ス絶^スニ

(序 3a)

於凡儔^ニ、於^テモ是^ニ亦可^キ見^ル耳。

読^ム未^レ卒^ヘ編^ヲ、而荐^リニ称^{スル}レ善^ヲ者、

殆^シ如^ク下連^ネ床^ヲ揮^フレ塵^ヲ之日^ノ上^ノ。今

不^レ見^ニ其人^ヲ、予^モ亦老^ヌ矣。臨^ミ

簡^ニ愴然良^ヤ久^{シク}而後^ニ書^ス。実^ニ

(序 3b)

寛政庚申^ノ秋日也。

浪華中井積善

「積善之印」「竹山居士」「溲翁」

【注】○即世 亡くなること。○關闈 「かんかい」。町中。○右簡 『民間ざとし草』を敬つて言うか。○通家 父祖の代から親しくしている家。○結髮 元服、あるいは結婚。○年所 年月。所は助辞。○迥然 「ゆうぜん」。しつくり来ること。○揮塵 「きしゆ」。談話のこと。○寛政庚申 寛政十二年（一八〇〇）。

(1a) 〔1、若し時に養生すべきこと〕

○人は四十前後が荷がおもくなりて、心遣ひつもり、重病をとり出すこと多し。其年頃にて死すれば、親は老て子はいとけなく妻わかくて、皆吾手をはなれて独立がたし。夫も富家ならばいかやうにもしかたあるべけれども、中分以下の家にては、家業相続なりがたし。よき家来にてもあればよけれども、主人の代を勤る人が多く得がたし。俗に四十二を厄なりとて、

(1b)

其年へのぞみて厄を遁れんと神にまふで仏にいのるは愚かなることなり。此用心は二十年も以前よりころへあるべきことなり。人廿歳余りの気血盛なるときは、大飲食してもあたることなく、閨房みだりなれども其時そのとがめもしれぬゆへ、をのづから飲食女色の慎しみなく、三十を過ぎ、四十にかかり、気血ややおとろふる時になりて、いままでつつしまざりしたたりいで来るなり。わかき時、後のおそれをおそれ、身持

(2a)

をよくつつしめば、五臓六腑よくすくやかにて、老ても猶臟腑つよきゆへ、一身すくやかなり。若き時は身に奉ずる所薄く、身を堅くつつしみて、こころは常にいさ

ましきものなり。扱やみ衰へたるばかりいたましく苦しげなるものはなし。是をよくよく対算すべし。稀には、若き時より放蕩にて、老ておとろえぬものあり。それは百人の内の一人にて、手本には成がたし。また身持よくて若死する者あり。是も百中の一にて

(2b)

変なり。夏は暑く冬は寒きが定りたる気候なれども、暑かるべき時に涼しきこともあり。寒かるべきときにあたかなる事もあり。かかる変をあてにして、夏暑く冬寒きそなへをせずして有べきや。その若き時の身持に心得あるべし。先我身をわがものとおもふより、こころのままに身を持は大なる心得違なり。我身は親のかたみとおもふべし。親よりつたへし物とては、家をはじめ

(3a)

万のものをそこなはじ、失なはじとするがつねなり。其親よりつたへし物の中にとりて金をつみても又買がたき大せつ至極のものは我身なり。其身のそこなはるをおもはで不養生をするは愚の甚はだしき者にて、不孝の大ひなる罪人なり。予、世上に四十ばかりにて死して父母妻子眷属困窮におよぶものを多く見て、痛ましさに、弱き人々をさとすのみ。

(3b)

〔2、家を保つ方法〕

○家をたもつも身を持に似たり。さいはいに富有の家に生れ、いつもかかものとのみ思ひ、飲食、女色、遊樂の欲をほしひまにし、衣服器物にも好みしていとまを費し金銭を費しても、勢あるほどは家業は益富をなすも、不図家運かたむきぬれば、おもはぬ損失累り、家業の元入調ひがたく、家を質にして銀を借、猶たらで、素金をかるやうに成行ば、今迄ほかより入し息銀は入ずして、今まで出ぬ

(4a)

息銀を出して、暮しかたは俄に儉約質素にしては、商の妨になるなどといふて、今迄よりも猶盛なる体に見せなすほどに、終に家業続かたく、家も器物も人のものとなり果るもの、子が目前に見及ぶばかりだに其数をしらす。此時むかしの栄花を悔みても、なんのかひかあらん。かくまでならぬほど、家運おとろへぬとしられし時、身のつとめ、暮しかたを厳く改め、家を狭め、人数を減じ、是まで家来に

(4b)

委ねしことを自からつとめ、正道を守り、得意かたへ歡きを述べて、仕来りの商をせば、人の憫も添て、幸に家を

たもちおほせて旧時の富に復ることもあるべし。是もこ(運)とをくればは益なし。早く改るにしかず。是人に恥る事にあらず。家の盛衰は常なり。衰にのぞみて盛の時にかふるを恥るは冬綿入を着て夏帷子を着るを恥るに同じ。時に随てことをはかるは智なり。恥るは不智なり。不智の果は

(5a)

わるき巧みをはかりて、人に損をかけ、その銀をもととして、再び家業を起さんとするもの世に多し。是はとりもなをさぬ盗賊なり。盗賊をなして家の立理あるべきや。よし一旦は立事もあるべけれども、盗人のしばらく網をのがれて居に同じ。よしや網を遁れおおせたりとも、金銀を盗み得し代りに人の道を失ふ。人にして人の道なきは、鳥獸にははるかに劣たる者なり。是をしらず悲しまぬは、浅ましから

(5b)

ずや。されば、とかく其時に随て正路を行ふにしくはなし。さて何の身分にても欲といふもの大に害をなすものなり。さればとて、家をたもつもの、今ある資材にこころたりて、是より増はいらぬことと安堵すれば、自から勤めをこたりにて、財を減じやすし。たいてい農商とも人物はつねにして限りあり。出るは常ならぬ変あり。水

火難、盗難、病難、其外いかなる変の出くべきも知ず。常の限ある入目を以て常ならぬ変に應は、必ず耗すばあるべからず。され

(6a) ば年々に剩さではことゆかず。剩さん、剩さんとおもふに、おもふほどは剩りがたきものなり。故に、暫時もをこたらるる物ではなし。此剩を累て変に備ふべきなり。さて、怠りなく業を勤るに、第一其業とするもの、道理を委しくきはめ知て、猶是迄に心つかぬ事もあるべしと、さまざまの工夫し、得意を粗略におもはず、正道を守りつとむれば、天道の冥加にて、随分生業は立行道理なり。是商人たるもの道なり。欲ふかき

(6b) 心にて、ありきたる業をまどろしくおもひ、大ひに貨殖してことを誤り、反て財を耗し家をうしなひ、人には損をかけ、果は身さへ失ふもの、又世に多し。大に貨殖し、大に富豪を致して何にせんとかおもふ。又一種吝嗇を専らとし、資財をば年々増て、其金を守りて、一生貧者のさまにて、大に家に功を立たりとほこりて果るものあり。さる者、大方、子の代に父が積置しを、奢につかひ尽すをしらず。あるいは巨万をかさねて、婢妾を蓄はへ青楼

(7a) にのぼり、下手なる遊芸を誉られてたのしみ、腹に笑ひて口に諂ふものを悦び、人の道いかなるものともしらず、道しるべき書物もよめず、識者の非笑をもしらず、一生鳥獸に同じき愚にて終るもあり。是みな利欲の害を受けるなり。されば、家を長久に伝へんには、家内の正しくおさまるにしく事なし。家を治むる道は、我身を正しくするにあり。身を正しくするといふは、父母に孝を尽し、主人あるならば、主人の家を大切にして妻子の

(7b) 愛にまどはず、親族を睦まじくし、召つかふ者をよく教あはれみ、行す衛立身さすやうにすれば、家はよく治まるものなり。かくて家の衰ふることは決してなき理なり。いかばかり富を致すとも、五倫（割注…父子、君臣、夫婦、兄弟、朋友）の道にたがひては、かならずおもはぬわざはひ出来て、家を滅すに至る。此時に至ては、積かさねし金銀、無益のことに耗散して、何の用にもただず。

〔3. 人の道を踏むことがもつとも大切なこと〕

(8a) 〇目をやめる人あり。治療を加えけれど終にしあたり。わびしからんと人いへば、其人いふは、「侘しきはわびし。されど、世上に目明らかにて心のくらみ

たる人あり。それにははるかにまさるとおもへばさほどわびしくもなし」といへり。誰ももところは明らかに、善は善、不善は不善とよく知てをるが、私欲におほはれ、しりながら不善をなす。此不善がつのれば、こころくらむなり。心のくらみたる人は人にあらず。盲人この道をよくわきまえたり。是に似たる

(8b)

ことあり。足なへの人に、さこそ不自由にてわびしからんと人いひければ、「不自由はいふにや及ぶ。然れども、よからぬ人のつねづねふみ行ふこと皆道にそむけたるにくらぶれば、我足こそたたね、人に生れて人にて死するなれば、人にて人ならぬには大に増ると自らなくさめし」と申せし。

〔4、世には自滅する人が多いこと〕

○河豚は毒魚なるを誰もしらぬものなし。然るに食ふもの絶ず。是は毒に逢ふとあはぬ

(9a)

とある故なり。もし毒あるにあへば、苦しみ云ばかりなくして死す。そのくるしむときに後悔せぬものはあらじ。悔るころならば初より食はぬにしかず。好者の心に「めつたにあたるものでなし」とおもふ。それは稀にあたるを知らず。我もし其まれにあたるにあはんもしらず、

若あたりても是は初より覚悟なりとて後悔せぬ者は、豚(ふ) (ママ) にいのちをかふるなり。毒のかるきにあふ者はさいはひに命拾ても甚しき苦しみのがるる

(9b)

ことなし。河豚は猶毒の有無あり。人の悪事をするには、禍にあはぬことなし。親に不孝をし、主人に不忠をし、家業を勤る上にも我一人の利を求るとて人の害になることをし、人の物を買入て其代をやらす、金銀を借受てかへさず、公訴に及で日を経る間に、三步とり四歩とりにてあつかひすまし、甚しきは身上かぎりを渡すとて、のけらるる物を外へとりのけて、古畳、鍋釜を渡して、名を替へ、又家業を営むものあり。皆是取も直さず盗人

(10a)

なり。かかることをして、再び富をなさんとおもふは、河豚を養生に食ふよりも猶愚かなる者なり。天道好還とて、善をするものには福を以てかへし、悪をする者には禍を以て報ふが天のころなり。あくをするものも、此むくひ知ぬにはあらねども、めつたにむくふものなしてとするなり。河豚は毒なきをくらへばあたることなし。悪事をしては禍ひにあはぬこと決してなし。早くむかふか遅くむかふか、是非報はずといふことなし。此理すこしも違ふ

【注】○天道好還 『老子』三十章の「以道佐人主者、不以兵強天下、其事好還（道を以て人主を佐くる者は、兵を以て天下を強くせず、其の事還るを好む）」に由来する。『老子』では、（無為の）道に返ることを言うが、後、「天道好還の報い」で因果応報を意味するようになった。

10b) ことなしとしるべし。

〔5、学問が必要なこと〕

○さかしらなる人あり。ふみ好める人にむかひて云、「学問は農商のすることにあらず。学問すすめば、かならず家業のさまたげとなる。家業をよく勤め、道理に背けたることをだにせねば、学問はなくても、こと欠ることなし」と。老人眉をしばめて、「物の弁へなく、さやうのこといふべからず。天の罰を受けることなり。学問の道をあらあら申べし。上古のみかど、神代の道を以て天下を治め

11a)

たまへるうへに、応神天皇*の御代に唐土より学生をめされ、聖人の書籍をもとめさせ給ひしより、政にあづかり給へる人々、皆学問をし給ひ、聖人の道をもつて下民を道びきをへ給ひしより、忠孝礼義の道をしらぬ匹夫まで、忠孝礼義といふ名はしらねども、日々にする

所、自然と道にかなひしより、五倫の道もたち、万のこ
とそれぞれの道に合ひたり。其後、代々に治りもし、み
だれもしたれども、かの道

【注】○応神天皇 応神天皇の時に聖人の書籍が将来されたといふのは、王仁が『論語』と『千字文』を伝えたという伝承（『古事記』に見える）を言う。

11b)

はうせず（割注…乱世ニハサマザマ暴虐無道ヲセシモノアレドモ、皆カノ道ハ知テヤリナガラ私欲ニヲボレテ悪ヲスルナリ。）して、いまの世にいたれるなり。されば今、学問なきといへども、みな聖人の道にしたがひよりていなるなり。此道をはなれては、一日片時も此世の人に交りならず。是が聖人の道といふこともしらずに、道をふみ行なひながら道のことほりを知らぬ故、こころに明かならぬ処ありて、不図しては道に背けたることをして、おもひかけぬ禍を招き出すなり。たとへば朝夕くらふ飯を、是稲の実の米といふものとも

12a)

知らず、又此養ひにより命を長らへるといふ道理をもしらず、口にむまく味ひ、腹に満るものとのみこころ得て、いのちをつなぐ功はしらでも毎日食ひさへすれば、飢ることなしといひて、口腹の欲に任せ、過食して病を生じ、

又は食のいとはしき時はいとふままにつとめて食せんと
もせず、日々にちぢ衰よへ終には死する。その時に至
りて、食の命をつづといふ道理をしらで死せんは浅ましき
ことならずや。才智十人並の

(12b)

人の人並に身みを持たるが、不ふ酒食、金銀の欲にまどひ、
家業に怠たり、父母親戚に見捨らるるに至りても、ただ
まどふままに、欲よをばれて果は家をも身をも失なふに
至るもの、世にその数知らず。是、学問なくて人の道を
よくわきまへぬゆえなり。是、米の機能をしらで、病びんで
食をいとひ、いとふままに食せずして、死するに異なら
ず。」

〔6、妨げになることがあるからと言って学問を否定し
てはならないこと〕

○又、学問は家業さまたげの妨さまたげといふもさる事なきに

(13a)

あらず。噎いづによりて食をすつる*といふたとへあり。飯
を喫きするに、ふとむせたるが、其苦しさに懲て再び飯を
くらはぬをいふ。是、物の理に暗あや至愚の喩えなり。そ
れのみならず、多くの病やま食より起ること多し。命をつな
ぐほどの功を持たる米なれば、節を失へば、かならず害
あり。さればとて、おそれて断食だんじきする人はなし。食しょくせぬ

ばならぬ道理も、あてられたる道理をもよく知る故なり。
其道理を知らで、断食して死しんは至愚ならず

【注】○噎いづによりて食をすつる『淮南子』説林訓に見え、類書『書
言故事』にも引かれている「因噎廢食（噎に因りて食を廢す）」
を言つ。

(13b)

や。さて、学問をきらふは、書籍しょもつを見、文義もんぎを知しつても、
それを我身を脩むる用にもちひず、反かて人を侮ありかた
いぢになり、学問せぬ時より人がらあしく成なるにこりての
ことなれど、是は学問のしやうのよしあしをわきまへぬ
故、噎いづて食をすつるにひとし。

〔7、事は未然に防ぐべきこと（曲突徙薪の喩え）〕

○曲突徙薪きよくとつたきぎをうつすといふこと万事に付て多きことなれ
ど、よくこころえる人すくなし。誰も知しることなれど、不
学の人の為にあらあらしるしぬ。

【注】○曲突徙薪『漢書』霍光伝に見える。原文は以下のよう
である（中華書局標点本『漢書』九冊目、二九五七頁―二九五
八頁）。

初、霍氏奢侈、茂陵徐生曰、「霍氏必亡。夫奢則不遜、不遜
必侮上。侮上者、逆道也。在人の之右、衆必害之。霍氏秉權日
久、害之者多矣。天下害之、而又行以逆道、不亡何待。」乃
上疏言、「霍氏泰盛、陛下即愛厚之、宜以時抑制、無使至亡。」

書三上、輒報聞。其後霍氏誅滅、而告霍氏者皆封。人為徐生上書曰、「臣聞、客有過主人者。見其竈直突、傍有積薪。客謂主人、「更為曲突、遠徙其薪、不者且有火患」。主人默然不応。俄而家果失火、鄰里共救之、幸而得息。於是、殺牛置酒、謝其鄰人。灼爛者在於上行、餘各以功次坐、而不録言曲突者。人謂主人曰、「鄉使聽客之言、不費牛酒、終亡火患。今論功而請賓、曲突徙薪亡恩沢、焦頭爛額為上客耶」。主人乃寤而請之。今茂陵徐福數上書言霍氏且有変、宜防絶之。鄉使福説得行、則国亡裂土出爵之費、臣亡逆乱誅滅之敗。往事既已、而福独不蒙其功。唯陛下察之、貴徙薪曲突之策、使居焦髮灼爛之石」。上乃賜福帛十疋、後以為郎。

(14a)

漢の宣帝の時、霍光大功ありし故、帝に重んぜらる。霍光の妻躡さいげん甚よからぬ人にて、我女わがむすめを后きさきに立たてん為に、許皇后を毒害す。霍光あとにて是を聞、驚きながら、其妻をそのままにさしおけり。霍光死後、霍氏奢侈そのさい甚しかりしに、徐生と云人上書して、霍氏が權勢を抑へ給はんことを申上ける。其後、霍氏悪逆ますます甚しくて、天子を廢せんと謀りけるが、此陰謀をする人、多くありて、追々是を告るより、事みな

(14b)

あらはれて、霍氏が一族、残らず誅せられ、かの陰謀を

告るものに、皆重き賞を下されける。其時、或人徐生に第一の賞あるべきをうらみ、帝に書を奉りて申上けるは、「或人わが知人しるひとの方に至り、厨下のかまどのいき出しのそばに、薪を積置つみおきたるを見て、主人に云やう、「此竈のいき出しを曲突にして、薪を竈遠き所に移されよ。さあらずば、かならず火の難あらん」と心つけける。に、主人耳にもとめず、其ままありしが、果してかの孔より薪

【注】〇心つけける「こころつげる」で警告する。

(15a)

火移る。その近隣近村より人多く集りて命を限りにはたらし、からふじて打けしたり。是により、主人酒肴をおびただしく設けて、かの集りてはたらきしものの、髮ひげを焦し手足に疵つきたる者を上座としてさまざま饗応せり。さて、かの曲突を云し人はおもひ出しもせず。或人主人に云やう、「先に曲突をいひし人の言に従がはば、火の難もなく饗応の費もあるまじ。然るに、今、髪をこがし身に疵つけ

(15b)

るものを上客として、曲突をいひし人を賞せぬか」と云ければ、主人やがてかの人を請じける。徐福が霍氏の変あるべきさしを見て、其威勢をおさへ給へと申あげた

る時、其言を用ひ給はば、霍氏もほろびず、褒賞の費もあるまじきに、今、霍家を誅滅せし時、功ある者を賞して徐福を賞せられぬはいかが」と申あげしかば、帝聞しめし、やがて徐福に賞をたまひ、官職をすすめられしとなり。

身の健やかなる時、病を醸する

(16a)

きざしを察し、家富さかふるとき、衰へんずる萌を知て、其ふせぎする人稀なり。扱、病あらはれて苦きくすり、鍼灸をもとめ、神仏を祈、其くるしみいふばかりなく、父母妻子にも心をくるしめさざるなり。我はこころつかでも、他人の其兆を察していさむるを用ひば、我しるに同じくて、未病を治して病苦をのがれ、身をよく保つべし。大小軽重のことにつきて、曲突のいさめをおもふべきなり。

(16b)

〔8. 病気の備えが必要なこと(前項「曲突徙薪」の実例)〕

○一とせ六月中頃より暑氣例年よりはげしく、雨は五月中頃より土しめるばかりも降ることなく、日々に只照ると照増るほどに、草木もこがれける。かかれば人も病の枕並ぶべきにさはなくて、久病の日をひくは其ままにて、時にあたる患人なく、くすしは業を廢するにも至る。暑

さ取り冷気を催するにいたり、余がごとき暴発のやまひ多く出来る。

つらつらおもふに、盛年の人は皮膚に気血充足するゆえ、暑毒をたやすく受ることなし。

(17a)

老人虚弱の人は、榮衛の守りゆるき故、其虚日々の暑を受蓄へ、日を経て其毒一時に発す。余がごときは毒の浅く入りなり。深く入しは吐瀉を経、痢にもなり、瘡にもなる。もとよりある宿疾をも引起して危症にも至るべし。然れば、豫め良医に謀りて、曲突徙薪のそなへをすべきことなり。

〔9. 自然の理に逆らうことはすべきでないこと(突き抜き井について)〕

○此頃難波の北なる里に、つきぬき井*といふをなせり。先其所を定めて、鉄のほこの径一寸あまり、長さ三丈、重さ二十四貫なるを、一本づつつき下し、

【注】○つきぬき井 明和年中(一七六四～一七七二年)に撰州坂南今宮村の小西某が田圃の中に灌漑用として「掘抜の井」を掘っていたことが、近世の隨筆集「愚雜俎」(田宮仲宣著)に見える(大島曉雄「上総掘りの民俗―民俗技術論の課題」未来社、一九八六年、参照)。

(17b)

四本をつぐ。其間に底の岩を三重つきぬく。深さ十丈。ばかりにて、又岩にあたるをとかくつきぬき、泉脈を得たりとて、ほこをぬきあぐれば、泉地上へ六七丈ばかりほとばしる。其勢水弩を以てはじきあげるよりもはげし。是早魃の備なりとぞ。一簣の土をもとらずして九原底の水をひきあぐる事、いかなる機知よりたくみ出せるぞと驚かる。

扱つらつらおもふに、旱を救ふは大なる益きなれど、さほどめでたきわざとも覚へず。其故は、

【注】○十丈 約三十メートル。

(18a)

天地の間に、人を初め生とし生る鳥獣虫魚、生としおふる草木、みな天より生じ給ふて、それに其養を得せしめて其生を遂しめ給ふ。さて、其ありと有もの皆人のために生じ給ふと見ゆ。されども凡人其理を知りがたきゆえ、聖人を生じ、自然に万物の人の為に用ひらるる理をしらしめたまふ。日月の運行を見て歳時を知り、五穀の食(ママ)ふに宜しきを知り、草を織て衣とし筵とし、木を伐て家を作り器を作より

(18b)

すべて人の用にたらぬことなく教給ふ。是聖人の智を

もつてはかり出せるにあらず。みな天より人に与え給ふなり。それを聖人自然に知り給ふなり。たとへば、蜂蝶の露をなめ花の汁をすひ、燕雀の泥を含み塵をつみて巢作るを見るべし。鳥獣虫魚皆をのれおのれが生を遂る道を知る。是誰教るとか知る。皆天よりせしめ給ふなり。聖人、万物の理を知り給ふことかくのごとし。人の上に其証をいはば、人懐胎するより、はや乳の出べき催し有

(19a)

て
子生れ出るとすぐに乳汁涌出る。此乳児の抱かれて吮にほどよき所において、口にさしつくればやがて吮を見よ。聖人の智にて此児に此乳をのまするがよしとはかりて教へ給ふとて、自然の理にあらずしてはいかで見ののみつくべき。万物、人の為になる事、皆此ごとくなれども、凡人は知らず。それ故に、天より、天のころにかはりて教る聖人を生じ出し給ふなり。又魚鳥獣草木は人をやしなひ人の用をなすために生ずるゆへ、

(19b)

鳥獣虫魚は食をもとめ、死ををそるる心のみありて仁義の性なし。仁義の性あれば人と同類にてとり用ひがたし。扱、子を生る事、人より数多し。(割注…ミダリニ生ルモノヲ殺シテ人ノ食ニセヨトハ非ズ。老人虚弱ノ人、

病人ナド肉ニアラザレバヤシナヒタラヌモノノタメナリ。草木は又鳥獸とりけものより人の用もちゆること多し。故に心なくして、又鳥獸とりけものよりも生せいること多し。是みな天より人に与え給ふなり。

地中に水あるをしりて、水脈の通ずる所まで掘あて得る水が天の与え給ふ水なり。何にても天よりあたへ給たまふ外ほかに人の智力

(20a)

を用ひてとり出いすは、天のめぐみを不足におもふなり。今、父母の恩、君の恩を不足におもふ子や臣やは、不孝の子、不忠の臣なり。其君父くんぶのころいかなるべきやおもひ見るべし。天の恵みを不足におもはば、天の心にかにおもひ給ふべき。

今、此つきぬきのわざは、水脈すいみやくのかよふ所をこえて、地の底に幾重もぬくまじき岩かなふたの隔へだてを智力をもて無理に突抜つて、得まじき水をあぐるなり。土地によりて井の水わきぬるく、山やま

【注】○ぬるく「温く」で「にぶく」の意。

(20b)

水の便たよりもよからぬ所もあるべし。さやうの所はかねて早はやの難をわすれず、つねにそのころへをせば卑損ありとも其難をのがるべし。多病なる人つねに多病なるをわす

れず養生をつつしまば、よく天年を保つべし。

扱さ、水は下しもへ下へと下るが水の天性なり。今此涌水わぐは地上より空にあがるは水の変なり。変をなすは水の自然にさかふなり。されば、一旦利り益やくを得る事ありとも、終には其害を得る事あるべし。又是をうらや

(21a)

みて国々に是をせば猶いかなる禍かあらんと、やすからずおもふより、思ふ所を書きつくるなり。博物の君子、この定めして、ひがことならば捨すてよ。もしとる所もあらば、よく潤じゆん飾じやくして世に伝へざとさんことをねがふのみ。

〔10. 城崎の新湯とかさ湯を白びやくわたせるべきこと〕

○但馬城崎の新湯はむすべる毒をおこし、かさゆはただれたる肉をいやすといひ伝つたふ。大かた此さだめたがはず。されど十が中の一つ二つは、新湯にうごかぬをかさゆにおこし、かさゆにいえぬをあら

(21b)

湯におさむるあり。今あらゆの味をなむるに、あはく鹹しほをおびてしぶる気をそふ。かさゆも同じ。あら湯は極であつく、かさゆはぬるし。道は一筋の泉いづみなれど、地中をかよふ火のもつばら泉いづみにあひあふとかたへを通るとのけぢめなるべし。底にこりたらん薬石も何ならんとはしらねど、しぶる味あじ殊ことならねばひとつ物なるべし。あぶる所

には、新湯は水を半なかまあはせ、かさゆはわくままなり。あら湯は臭みうすく、かさゆは

(22a)

殊にくさし。あら湯は水をあはずだに猶あつくて、浴するもの湯ぶねのかはにしりかけて、ひしゃくにてかかるほどに、湯水の樋ひくち口ふたぐ程は、見るが内にかさ(左横…湯ノカサモ)落れば、二つの樋口大かた絶間たへまなく通かよくるに、夜昼かはりてあらたなり。又おりたりあぶるも、久しくは得あらず。かさゆは是にひきかへて初めよりみな湯槽ゆぶねにいり、肩こゆるまで腰かがめ、ぬるきに汗するまでむさぶる。されば二つの湯、年に二度とか、汲つくて湯槽を清むるに、

(22b)

あら湯は底にたまるあかきはめてすくなく、かさ湯は泥のごときものたくはふとぞ。さるはみな身の垢なり。あら湯の臭かきは湯の気なり。かさ湯のかたは垢のすへたるなり。是を認とめて湯の性せい異なりとやはせん。あら湯の毒をおこすは、あつき気きのわざなり。肉をしじめ*かぬるは、水に味にぶるなり。かさゆの毒をおこすかた*をくるるはぬるければなり。肉をしじむるは、しぶりの力なり。ともすれば毒つきぬに口いえてなやみをのこすあり。しぶりは

【注】○しじめ ひきしめ。○おこすかた 作用のことか。

(23a)

肉のつゐえたるをしめいやすのみ。毒をいひいるるにはあらず。さるは、新湯に水を合あさんより、湯槽ゆぶねを今四五丈ばかりあはひ近く方へ移して、かさゆをひとつにあはさば、水くむ煩わづらひもはぶきて、程よくぬるむべし。さるは毒のかぎりをおこし、つゐやして、残りなからんにはをのづからいゆべし。又さらぬ病も一すじの湯のしるし、水のまじるにまさらざらめやは。是を此郷ここのにさとさまほしきに、久しうさの

(23b)

ものとなりぬれば、「世にゆるされたるくすしなどがさとならではうけまじ」と口つぐみぬ。さりぬべき人猶(なを)こころみて此さだめせよ。

【参考】景範の城崎行

景範は、明和九年(一七七二)、足の治療のため、三度目の城崎訪問をした(九月〜十月)。その様子は「但馬日記」(中之島図書館蔵「加藤竹里文集」中巻)に詳しい。『民間さとし草』に見える温泉論も「但馬日記」にそのまま見える。冒頭部は以下のようなものである。

此みとせ四とせあゆみ妨るなやみつもりてきぬればたらちねの病のおこたり(*病気が良くなること)を旅立のなかだち

に求め出て城崎の湯あびをこころざしぬ。さきに二たびゆきしが、また京よりの道をしらねば、こたびは京よりとて九月九日の日、舟にのる。

〔竹、学問は主言が重要なこと(附：放し亀のこと)〕

○ある人云、橋上に放し亀*売ものあり。竹の筒をたて、其頭に亀の腹をつけてをけば、亀四そくいそがしげに、空を歩行。遁れ行とおもふ成べし。何事も本をたださずしてするは此類なり。

学問すとして、聖賢の書を読に、其主意を会得して、委しきむねを求めて、我身にとり学が本なり。

広重「深川万年橋」



【注】○放し亀 放生会ほうじょうえで放す亀。捕らわれている生き物を放す

と利益があるりやくとされた。「五文飛び十文泳ぐ放生会」(鳥と亀の値段を言う)、「放し亀一日宙を泳いでる」などと川柳にも謡われた。広重『名所江戸百景』に「深川万年橋」と題した浮世絵がある(図参照)。右と下の直線は欄干、上から左にかけての直線は亀の桶で、桶から吊された亀が富士山を眺める構図になっている。(丸田勲「江戸の卵は1個400円」一四七、一四八頁)

(24a)

然るに、今学問をする人を見るに、四書五経の義をあらあら心得ると、早古人はやこじんの註の誤まりを見出し、我新説われしんせつがかがやかさんとするを業わざとす。是後の学生の罪にもあらず。和漢とも名高き儒者に此病このびょう有を、しらずしらず其毒を受るうけなり。宋儒の漢儒の非を弁ぜられしは、道に害ある故、已おひを得ぬわざなり。後の儒者宋儒の註解を駁するは、大方無益のことにて古人を擯斥する不徳をしらぬなり。

たとへば、八佾はつえい庭に舞まはの章は季氏陪臣の身として天子の楽を僭

【注】○八佾 『論語』八佾篇冒頭にある舞の名。例えば、荻生徂徠『論語微』では八佾について多く議論している。

(24b)

するをそしり給義を知てすむことなり。然るにさまざまの証を引て八俯のわけを明らめんとす。長者の為に枝を折、我手になふと云にてすむことなるを、腰かがむる事といへる類辨じ得て何の益なし。かやうのことを務として、其学者の身持をみれば、大酒して美食をくらひ、内行正しからず、世間の人を見侮る程に、不学の人は、学問をすれば人がら悪成と恐ることはりなり。されば、かかる学者は聖人の大罪人なり。放龜をたとへたれど、よくおもへば

【注】○長者の為に枝を折 『孟子』梁惠王上篇に「為長者折枝、語人曰、我不能。是不為也」(長者の為に枝を折ること、人に語げて曰く、我能わず、と。是れ為さざるなり)とある。この「折枝」とは実はお辞儀のことだという説が、清・焦循『孟子正義』に見える(趙氏佑『溫故録』云、「文獻通考」載陸筠解為「罄折腰肢」、蓋猶今拜揖也。元人『四書辨疑』以枝与肢通、謂斂折肢体、与徐行後長意類、正窃其意而衍之)。○かなふ 自分ができる。

(25a)

龜は無益の足を勞するのみなり。右体の学者は、無益きの読書にひまを費やして人がらあしくなれば、龜をたとへとせば龜腹たつべし。

〔12〕学問は自分の身のためにすべきこと

○能、狂言、謡の類は、人の耳目を悦ばすための物なり。それだに、上手といはるる者は、人を悦さんとするを鄙しみ、定りたるわざの規矩を過ぬやうにするを、見聞人をのづから感賞し、悦ばさんとするを返ていとふ。詩哥はわが情をのべ、書画のたくひも我心ひとつの楽しみなるに、志、外にむかひて専ら人

(25b)

の悦びをとらんとするはいといやし。是は狂言より一等高きわざゆえ、見聞人も多は高き方にこころ及ばずして、悦すを悦ぶなり。陽春の曲、和する難しとて、いにしへより此歎きありしなり。されど、是らは軽き事にて、おそるべき事にもあらず。おそるべきは、学問の上に此心得なくては、大に人をそこなふことなり。学問は我身のためにする事にて、人にふるまふことならぬを深くおもふべき事なり。

【注】○陽春の曲 陽春白雪は中国の楚で最も高尚とされた曲(宋玉「对楚王問」其為陽春白雪、國中属而和者、不過數十人…是其曲弥高、其和弥寡)。「陽春白雪の曲に和する者少なし」で、優れた人の言行は凡人には理解されにくいことを言う。

〔13〕(26a) 五十日の喪は在るべからず

○父母の喪に五十日*引籠るは 公儀よりの御定なり。聖人の定めは三年なれども、さほどながくこもりては、仕官の人は主人の御用もかけ農商は家業を怠る故に、ひきこもるを五十日と定めて、五十日過れば勤べきことをつとむるをすむにして忌憚ることなく、常体に宴会にも交り遊興にも出、甚しきは婚姻をさへ取結ぶなど薄情の至りなり。心ある者のすべきことにあらず。孝子に聖人の定め給ふ三年の制しら

【注】○五十日 中国の三年の喪（足掛けなので実際は二五―二七箇月）については『論語』陽貨篇などに見える。江戸時代の喪については、林由紀子『近世服忌令（ぶつきりょう）の研究―幕藩制国家の喪と穢』（清文堂出版、一九九八年）が詳しい。同書によれば（一九頁）林道春（羅山の子）の「服忌令」で父母の喪は五十日となっている。なお、中井履軒に「服忌図」という著作（一七五八年）があり、服喪期間の一覧図とその解説がある（『懷徳堂事典』の同項、田世民「懷徳堂における儒教儀礼の受容―中井家の家礼実践を中心に」『懷徳堂センター報』二〇〇八、懷徳堂センター、参照）。

(26b)

ぬも有べけれども、自からかなしみ、心にうせぬ故、よろこび楽しむべき事も心に悦こばしくもたのしくもなし。扱五十日限りに悲しみも忘るる人は、其薄情を子や孫も見ならひて、孝なるべきころをも失なひ、父母の憂となることを何ともおもはず、色に酒に衣服諸事のみ、吾の欲するにまかせて、せざることなきやうに成なり。世に子の不孝なるほど歎かしきことなく、それをおもはば、先我よりわが父母へ薄情の行ひなき

(27a)

やうにすべきなり。薄情とは心の薄きなり。こころの厚き人は、死後も猶存命のごとく思ふゆへ、父母の心にかなふまじきことをつつしみてせず、我身の人に憎まれ譏らるることを父母に恥をあたふることとおもひ、女色飲食をつつしみ、父母の遺体をそこなはじとおもふ。又悦ばしくめでたきことある時は、父母いまさば、いかにうれしくおぼさんともひ、食物にても常にこのめるものある時は先位牌にそなへなど、存命の時

(27b)

のこをつねにわすれぬは、こころの厚きなり。吾子のみならず、親類他人までも薄情の人はかならず疎むものなり。人の世に身を立る人が人にうとまれてよかるべしや。『中庸』

に「誠者天之道也。誠之者人之道也」とあり。厚きは誠なり。薄きは誠なきなり。誠なきは人にて人の道なきなり。父母はいふにおよばず、妻子、兄弟、親類、他人に、此厚きことを用てまじはれば、五倫の道正しくおさまり、家もをのつから栄へ、

(28a)

子孫も又長久なるべし。」
〔14、儉約令は人を本性に返すものであること〕

○近頃 御上おがみより町人え衣服あたまのかざり首飾かみかざり花美を禁じ、質素の風かぜをしめし給ふ。花美の風にしみ来れるより、愚なる心に窮屈なるやうに思ふ者あり。大なるひがことなり。此四五十年以来、男の花美をこのむものは、劇場の役者の風俗をならひ、女は遊女のふりをまなぶことに成れるを 御上おがみ浅ましきことにおぼしめされ、本分の丁人の男女おんなにかへし給ふなり。たとへば狂気せし者を

(28b)

【注】○質素の風 寛政の改革での儉約令であらう。

療治を加えて本性になすに同じ。くるひおさまらぬ内は、灸も薬も受まじといやがる。治りて後は、治療のかたじけなきを知るに同じ。今、質素の風に改め給ふをつらきことにおもふは、いままで風ぞくのあしきが心得のゆか

ぬなり。よくよくおもひめぐらして、御上の恩恵をあふぐべきことなり。此頃の狂哥きやうかに、「民の父母 国の病を 直すとして 末ながかれと なくをかまはず」とせしは、誰ならん、心ある狂哥きやうかにておかし。

(29a)

【注】○此頃の狂哥 景範の自作かもしれない。

〔15、公法は人を陥れるためではなく犯罪抑止のためにあること〕

○獸をとるに餌をもつてするは、とらんとはかりてかまへたるわなにたばかられてとらるるなり。公法を犯して罪せらるるは、御上より罪せじとて禁止し給ふを、みづから犯してつみせらるるなれば、禽獸に劣ること甚し。人にして禽獸にをとる事、いと浅ましき至りならずや。よくよくおもひみるべし。

〔16、諫めを聞き入れるべきこと(附…五位鷹のこと)〕

○鳥を商ふ者、五位鷹のかいこ出たるをとりて、箱にかやの葉など敷て巢をつくり餌をあたふ。

(29b)

ひな、人になれて、人至れば親鳥を待まちごとく、はしをあけて餌をあらそふ。愛すべきものなり。此時このひな親をしたふ心もなかるべし。かくよきえをかひて、後売うりなり。親のそだてしより肉やはらかにて味よし。さればあ

たひ常のに倍す。いと不仁のわざなり。

わかて教を受ぬ人の好むことは多くは心を失なひ、身をそこなふことなるに、へつらふ者は、それをすすめ、其すすむるものをよろこぶ。いさむる者は大かたいとふ。

(30a)

此へつらふもの、かならずをのがにすることなり。諸侯にては国をうばひ、其以下は家をうばひ金銀をかすめ取らんとするくはだてなり。これをしらで、ひとへに其者をよろこび親しむは、五位鷲の鳥やが餌をよろこぶにひとし。

〔17、玩物喪志(術学)を戒むべきこと〕

○玩物喪志といふこと心得べきことなり。書を見るほどよきことはなけれども、書を誦にふける時にことに害あり。書を見るがよきことといふも、人の道をよく弁へて、五倫の道正しくなるやうを

(30b)

明らかに知る故なり。つとむべき家業をも怠り、親の憂となるをも忘れ、只書物を多くよみ、あらゆることをひろく知り、文章をよく書き、後には、書物よまぬ人を俗人などと侮どる故、人にさらはれ、果は家業も衰ふるに至る。さやうなるは玩物喪志の害甚しきなり。読書さへ然り。まして書画を甚はだしく好み、古書画を

集るをこのみ、あるひは普請をこのみ、草木をこのみなど、あしとするにはあらねど、我もこころを

(31a)

ゆるし、人も酒淫を戒しむるやうにはえいさめぬゆへに、反て深入りやすし。ふかく入過れば、酒淫に溺るる害にかはらず。とかく五倫の道に少でも欠ることあるは皆害あり。常に慎しむべき事なり。

〔18、人の意見を適切に聞き入れるべきこと〕

○土のしまりかたまる地は、水を受がたきゆえ、草木生立がたし。砂地は、よく水を受れども下へもるること早きゆえ、水をたもたずして又草木生立がたし。それも春秋のほどはさもあるべけれ

(31b)

ども、炎暑の時にはかならず枯るなり。人の氣質にさまざまありて、或はつよきに過、よはきに過、広きに過、狭きに過、それによりて、身のおさまり、するわざに、道理に背くことあり。其時いさむる人あるをよく過、道を改め教に従へば、道理に背かずして正しき道を得べし。然るに我を立ていさめに従がはぬは、水を受ぬ地のごとし。又いさめを受るはよく受て、其いさめをわが身に用ひぬは、砂地のごとし。ともに、無事のときは

(32a)

さてもあるべし。何ごとにもことにあひたる時はかならず道理にそむくことありて禍を引出すべし。其時に後悔しても益なし。

〔19、節制すべきこと（粗食の方がかえって健康）〕

○あやまちありて、おほやけのとははれにつきたる者あり。其人年頃結毒をやみて、をとがひの下はれいで潰ていえがたく、顔も青みはれてありしが、獄にいらたれば、親妻子などなげきかなしみけるが、ことはりたちゆるされて出る時、かの潰えたる瘡口、跡なくいえ、顔色いとうるはしく、

(32b)

すくよかになりたり。悲しめる限り、「夢ならぬか」とあやしめり。さは、家にあるほどは、くすしのいましめを守りかね、酒肉をこのみくらひけるが、ひとや*にて朝夕腹にみたぬ日数ふるほど、かくさはやぎ*たるなり。酒肉このむ人のわづらひあらんに、此ことはりおもふべきなり。

【注】○ひとや 人屋。牢獄のこと。○さはやぎ 「さはやぐ」は病気が治ること。

〔20、迷信を戒むべきこと（田崎休患の話）〕

○川尻といふ所に田崎休患*といふもの、貧しかりしが、

後は郷士なほに成けり。若かりし時、舅しゅうとの方かたへ行ゆに、家産持みやげもちて行ゆんとおもふに、さるべき物なかりければ、

【注】○田崎休患 幸田露伴は、この話が『抱朴子』の「鮑君の談」と類似することを指摘している（『露伴全集』巻十八所収「圏外文学漫談」）。だが、筆者の調査によれば、鮑君の話は、『抱朴子』ではなく、『風俗通義』巻九「怪神」に「鮑君神」という題で見える。田崎休患の話は、景範自身あるいは他の人による「鮑君神」の翻案であろう。ただ、興味深いのは、貝原益軒が『筑前国続風土記』巻十二「嘉摩郡」〔益軒全集〕巻四所収で、現福岡県嘉麻市大字大隈にある鮭神社の祭神は鮑君神ではないかと述べていることである。あるいは、日本に似たような実例があったのかもしれない。『風俗通義』巻九「怪神」〔香港中文大学中国文化研究所『風俗通義逐字索引』商務印書館、一九九六年、六八頁〕にある「鮑君神」の原文は以下のようにある。汝南鯛陽有於田得麩者、其主未往取也。商車十餘乘經沢中行、望見此麩著繩、因持去。念其不事而得（一本作「不事」、持一鮑魚置其処。有頃、其主往、不見所得麩、反見鮑魚（一本作「君」）。沢中非人道路、怪其如是、大以為神。転相告語、治病求福、多有效驗、因為起祀舍。衆巫數十、帷帳鐘鼓、方数百里皆来禱祀、号鮑君神。其後数年、鮑魚主来歴祠下、尋問其故、曰、「此我魚也、当有何神」。上堂取之、廟（一本作「遂」）從此壞。伝曰、「物之所聚斯有神」。言人共獎成之耳。

(33a)

其辺にて小きぎぎうと云魚を網して取、それを持って行しに、山中に獵師の網をはり置るに雉のかかりはためくあり。「是いとよきつと*なり」と思ひて、やがてかの雉をとり、「ただにやは」とかのぎぎをかはりにかけ置て過ぬ。さるあとへ獵師来て、かの魚を見て、驚き怪しみて、「川のもの山の山網にかからんやうなし。是は神などのさとしにこそ」とおもひ、人々にかたるに、同じやうにおそれれば、やがてさるべき験者むかへきて、ことのやう

【注】○つと 贈り物。

(33b)

語るに、はたして「これ山の神の此里にたたりあるべきしるしなり」とて先かのぎぎを桶に水たくわへていれ、宮を作り、大明神と崇め祭るめり。さる程に、神、人につきて云やう、「我に贄を奉れ。さらずば一里の人いけたらじ」とのるに、あるかぎりたましゐをけし、相はかり、きがね十両あつめて、「是にかえん命あらば」と近くも遠も求るに、「たれかえん」とて出るものなし。彼休愚おのこ伝へ聞。やがて老さらばへるうば、かたらひ出で

(34a)

かの所に行、「さること伝へききぬ、誠にや。をのれは貧しきが身にせまり、今は『身をやなげてん』くびれてやうせなん」とおもへど、老たる母さえありて、さることもえせで、くるしき月日を送るなり。其ことそらごとにあらずば、これぞ天のたすけと覚ゆる。そも命のりやう、いくら斗かはたまはらんや」といふ。里人等悦こびて、あるやう語る。「さは其金たまへ。母に持せてすかして*こそ帰し侍らめ」と、かのうばにきがね持

【注】○すかして 説得する。

(34b)

せて、口に耳につけて何かいひけるが、うばは帰りぬ。「さは贄にそなはらん」とこふ。やがてかの宮の前へつれ行、大なる板の上にゆはへつけ、しめひきて、「あなあはれや。夜の程にくわれん。いかに苦しきめを見んずらん」などいひて、里人はかえりぬ。うしみつばかりまでは、「もしうかがふ人もぞある」とためらひしが、「今は心やすし」とて、力声を出して、もろひちつよくはるに、繩はぶつぶつと切ぬ。やをらおき上り、宮の戸

35a

をひらき、とうろの火してみれば、桶の中にかのぎぎ、ありしよりもふくらかに成りてをるを引出し、木の枝あつめ、豆汁まめじりして煮物とし、さげよよ*とのみ、舌うちして、いとになき物とくひ尽し、宮も鳥井とりぬも引たふし帰りぬ。いとおこのわざにこそ。

世に神のたたりあるは、ものけ、狐などの人につくといふを見聞みきくに、まさしく神のみことのりめき、うらみある人のいふべきことをのり、狐のさましてあるくなど、みな癩かといふ。

【注】○よよ よだれをたらず様。

35b

病にて神やうつり給へるといへば、「又さりや」と思おもふも癩かのたぐひにて、癡ち*といふやまひなり。心をおははるるはともにひとし。この物語の神のつきたるにてみよ。これはたしるしとせずばあらじかし。

【注】○癡ち 痴ちに同じ。

民間さとしくさ

【完】

(奥付)

享和元年・辛酉五月発行

浪花書肆* 柏原屋清右衛門

小川屋清右衛門

【注】○享和元年 一八〇一年。○浪花書肆 浪花書肆は景範が弟景亮の末子以修(号東岡)に作らせた出版社で、小川屋清右衛門は景範の甥である。